

令和5年度 第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会
(芦屋市立潮芦屋交流センター) 進行表

日 時	令和5年10月4日(水) 13:00~14:30
場 所	芦屋市役所東館3階中会議室・潮芦屋交流センター
出 席 者	<p>委員 倉本 宜史 富田 智和 石井 隆之 吉富 志津代 村松 紀子</p> <p>市出席者 企画部 DX 行革推進課 課長 三柴 哲也 企画部 DX 行革推進課 係長 井上 裕士 企画部 DX 行革推進課 課員 堀谷 守平</p> <p>事務局 企画部 部長 上田 剛 広報国際交流課 課長 榊井 大輔 広報国際交流課 係長 北田 可奈 広報国際交流課 係員 井上 真由美</p>
事 務 局	広報国際交流課
会議の公開	■非公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する説明等
- (3) 報告事項
 - ア 第1回指定管理者選定・評価委員会後の修正について
 - イ 応募状況
 - ウ 質問及びその回答
- (4) 協議事項
 - ア 第一次選考(書類選考)について(欠格事項・予定価格を越える法人の確認)
 - イ 面接審査の実施方法について
 - ウ その他
- (5) 次回の委員会日程について
- (6) 閉会

2 提出資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料 1 : R5 潮芦屋選定委員会（第 1 回）指摘事項
- ・ 資料 2 : 回答（HP）
- ・ 資料 3 : 回答（個別）
- ・ 資料 4 : 応募一覧（委員用）
- ・ 資料 5 : 面接審査の実施方法について(案)
- ・ 資料 6 : 3 回目タイムスケジュール(案)
- ・ 資料 7 : 募集要項
- ・ 資料 8 : 仕様書（案）
- ・ 資料 9 : 仕様書別紙（災害発生時関連）
- ・ 資料 1 0 : 施設予約管理システム キャッシュレス決済に係る参考資料（別紙）
- ・ 資料 1 1 : 審査要領（案）
- ・ 資料 1 2 : 選定基準（案）
- ・ 資料 1 3 : 参考資料：市加入の保険内容（選定委員会 1 回目資料）

3 審査経過

(1) 開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今から第 2 回芦屋市立潮芦屋交流センター指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

進行は倉本委員長にお願いしたいと思います。宜しく願いいたします。

委員長： 皆様、こんにちは。早速ですが、お手元の次第に沿って会議を進めたいと思います。まず資料の確認を事務局からお願いします。

事務局： それでは、資料の確認をいたします。

まず、次第、委員名簿、資料 1 から資料 1 3 まで机に置かせていただいておりますが、お揃いでしょうか。

(2) 会議運営に関する説明等

委員長： では、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務局： 本日は委員定数 5 名中、5 名のご出席をいただいております、過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員長： 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開条例が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、書類審査及び法人情報が含まれるため、非公開とすべきと考えております。

委員長： 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございませんか。

---- 異議なし ----

委員長： それでは、会議を非公開に決定します。

次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

---- 質問・意見 ----

委員長： それでは、議事録の取り扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

次に、応募法人と各委員との利害関係について事務局から報告をお願いします。

事務局： 9月22日の募集締め切り後、各委員に対して応募法人との利害関係の有無についてメールで確認を行いました。10月3日までに、どなたも利害関係は無いとのご回答をいただいておりますので、委員の交代はございません。

委員長： 応募法人との利害関係は無いとの報告ですが、委員の皆様、その後、応募法人からの接触はございませんか。

---- なし ----

委員長： 特になしということを確認いたしました。

(3) 報告事項

- ア 第1回指定管理者選定・評価委員会後の修正について
- イ 応募状況
- ウ 質問及びその回答

委員長： それでは、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局： 今日お配りしております資料に沿って、御説明をさせていただきたいと思います。

資料2・3は応募について、事業者から質問に対し、事務局が回答したものです。資料3は提案内容に影響があると判断しましたため、事業者へ直接回答しました。それ以外の資料2については、市ホームページで公開し、事業者へ回答しました。

続いて資料4です。こちらが、今回、応募をいただいております事業者2社になります。1つがNPO法人芦屋市国際交流協会です。従業員数は6名、指定管理料提案額が5年総額で1億5,900万円です。もう1つは潮芦屋交流センター管理グループです。エスト株式会社と特定非営利活動法人尼崎国際交流協会のジョイントベンチャーになります。従業員数は21名、5年の指定管理料提案額合計が1億7,249万円です。説明は以上です。

委員長： この2社で、一般管理費と設備保守点検・清掃・植栽費が大きく乖離しています。

事務局： 5年の支出の見込みですが1つは950万円、もう1つが2,500万です。大きく乖離している理由は消費税や法人税かと思いますが、石井委員いかがでしょうか。

石井委員： 営利団体であれば、法人税は変わってくると思います。ただ、法人自体がそんなに大きな会社ではように思われるので、法人税の算出方法が知りたいです。指定管理料が前回より増えていますが、理由を教えてください。

事務局： 競争性を発揮させることを第1に考え、細かな事業の中身も含めて、経費をもう一度算出し直しました。大きなところでは、潮芦屋交流センターが建てられてから一度も実施していないような施設管理です。また、人件費や光熱水費についても現在の状況に合わせて計算しています。

倉本委員長： 提案がされている自主事業などは一般的な内容なのでしょうか。

吉富副委員長： 一般的な内容です。

村松委員： 吉富副委員長と同意見です。

石井委員： 消費税ですがNPO法人も同じようにかかります。なので、2社で大きく差があるのは法人税だと思います。しかしこの会社自体が利益を上げていないのに法人税が大きいことが疑問です。

委員長： 他に質問はありますか。特になければ、次に移ります。

(4) 報告事項

- ア 第一次選考（書類審査）について（欠格事項・予定価格を超える法人の確認）

委員長： 次に協議事項に移ります。まず、第一次選考（書類審査）について事務局から説明をお願いします。

事務局： 応募のありました法人は、2法人です。応募要項で定めております全ての応募書類の提出を確認してございます。また、欠格事項につきましても、様式3の指定管理者の申請にかかる申請書の提出がございましたので、欠格事項はございません。

次に、お手元資料11審査要領3、選定の（1）第一次選考を御覧いただけますでしょうか。これの上半分3の2の（1）までの部分ですが、施設の安全対策等から鑑みて、公の施設の指定管理者としての最低条件として、ア、イ、ウの条件のいずれかに該当する法人等は除外することとしています。

まずア、提案した額。来年度から5年間、令和11年度までの間の提案した額が予定価格を超える法人等に該当するかにつきまして、指定管理料の予定価格は5年間で、市の予算額が1億7,749万円としてございます。

応募法人からの年度ごとの提案額を合計しますと、NPO法人芦屋市国際交流協会は1億5,900万円、潮芦屋交流センター管理グループは1億7,249万円となりまして、予定価格を下回っていることが確認できます。

次に、経営状態及び管理経営で懸念がある法人について、事務局としては特に懸念があるとの判断ができませんので、委員の皆様の御意見をいただきたいです。

説明は以上でございます。

委員長： ただ今のご説明に対し、ご質問はございませんか。

また、経営状態及び管理運営について懸念のある法人がございましたら、ご意見をいただきたいと思えます。

私から1点、質問です。NPO法人芦屋市国際交流協会は、現在、運営されているので、推定できる範囲で収入やイベントの参加人数は把握していると思えます。今回、新たに応募したもう1社から過去の収入やイベントの参加人数についてお問い合わせはありましたか。

事務局： 施設の利用率とか利用実績に関しては、現事業者の事業報告書がホームページにも掲載されておりますので、それに関してのお問い合わせはありませんでした。事業の取り組み方については、どのように具体的にその事業を展開していけばいいかという質問等はいくつかありました。

委員長： それらの情報を加味して、自主事業などを提案したという理解でよろしいでしょうか。

事務局： お見込みのとおりです。

副委員長： 潮芦屋交流センター管理グループは合同体ですが、再委託する場合、市として制限はありますか。

事務局： 合同体からのさらに委託になれば、合同体より再委託の承認依頼があり、それを

市が確認して承認します。合同体から再委託については、把握できます。

副委員長： 潮芦屋交流センター管理グループのうち、エスト株式会社は恐らく専門が施設管理です。事業を実施する側の人員体制が知りたいです。事業を実施する上での人員配置等について、面接審査で聞きたいと思います。

委員長： その他、御質問したい点がございましたら、またお声がけいただければと思いますが、いかがでしょう。

委員長： それでは、第一選考（書類審査）の結果といたしまして、「除外される法人等はない」といたしますが、よろしいですか。

---- 異議なし ----

委員長： そのように決定いたします。

続きまして、損害保険の加入状況について事務局からご説明をお願いします。

事務局： 資料 13 です。現在、市で加入しておりますのが全国市長会の損害賠償保険になっています。賠償内容につきましては、身体賠償 1 名 1 億円、1 事 50 億円。財物賠償が 1 事故 1,000 万円の内容になります。以上です。

委員長： ただいまの御説明に関しまして、何か御意見はございますでしょうか。NPO 法人芦屋市国際交流協会は、対人事故で 1 事故 10 億円かけており、潮芦屋交流センター管理グループは 1 事故 1 億円が上限となっています。民事が増えてくると、1 億円でも賄えきれぬかという問題があります。

富田委員： NPO 法人芦屋市国際交流協会は様々な種類の保険について記載があります。潮芦屋交流センター管理グループは詳しく記載がありません。市で把握されることはございませんか。

事務局： 提案書に記載されている内容以外は把握しておりません。

委員長： では、当日詳しく聞くことにします。ほかにご質問等無いようでしたら、次に面接審査の実施方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料 5・6 です。プレゼンテーション実施の方法ですが、1 応募社当たり 3 人以内としています。また社員証の提示を求めます。審査時間は 45 分です。1 社当たり質疑応答は 30 分以内といたします。

プレゼンテーションにつきましては提出済みの事業計画を基本とします。審査中の録音、録音機器の持参は許可してございません。

審査の順番ですが、資料 6 のとおりです。資料 11 が審査要領で、資料 12 が選定基準です。今日の段階で、資料 11 の 3（1）までが終わっていますので、次回は 3（2）からになります。

4 の（1）にありますとおり、今回、選定するに当たっては、それぞれ 1 から 6

までの審査項目ごとに 100 分の 50 以上かつ、採点合計が総採点の 100 分の 70 以上を満たすことを条件として選考させていただきます。資料 11 に従った形での採点をお願いしたいと考えてございます。説明は以上です。

委員長： ただいまの御説明に対しまして、委員の皆さんから御質問はございますでしょうか。

富田委員： 違う選定委員会では、事前に向こうに幾つか質問を、業者に 1 週間ぐらい前に送るのをやってるところがあります。財務状況等に関して経営判断にわたるような事項は、その場では答えられない可能性もありますので、事前に質問を応募者に送ることもできるようです。

石井委員： 今回どうしますか。

DX 行革推進課： 先日、他の選定委員会で事前準備が必要な質問は、準備していただくほうが、面接当日、円滑に進むだろうということで、準備いただきました。今回もそういう質問があるということであれば、事前に応募者へ共有できると思います。

副委員長： 準備が必要なものは会計的なことでしょうか。

村松委員： 口頭で答えられるものは、当日に質問にすればいいと思います。資料を見ないと答えられないようなものは、前もって準備することが多いです。

富田委員： 特に決算報告書を作ったのが税理士事務所であれば、面接審査当日に回答するのは難しいと思います。

委員長： では、財務状況など細かいところ以外は当日質問させていただくことでよろしいでしょうか。

---- 異議なし ----

委員長： ほかに皆様から御質問やコメントございますでしょうか。

ウ その他

委員長： 次に「その他」について、事務局から説明をお願いします。

(5) 次回の委員会日程について

委員長： 次回の委員会日程について、事務局説明をお願いします。

事務局： 第 3 回目は、10 月 16 日（月）10 時から、市役所東館 3 階中会議室にて開催します。

(6) 閉会

委員長：それでは、本日の委員会は終了いたします。お疲れ様でした。